

新県立博物館基本計画策定調査業務の企画提案に関する質疑

三重県生活・文化部 新博物館整備プロジェクト

	質問日	質問内容	回答
1	4月3日	<p>今回の基本計画策定業務を授嘱したもの(元請、協力会社含む)は、以降に発注が想定される基本設計、実施設計の業務、またはPFIの事業者への参加を制限されないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本計画については、今回の基本計画策定調査業務を受けて、委託業者と県で共同して原案を作成していくこととなりますが、その内容や経過については、公表するため、当該業務を受託した者との者に情報量の偏りはなく、基本設計、実務設計への参加は可能です。</p> <p>また、基本計画策定調査(民間活力導入可能性調査)の結果、PFIを導入することとなった場合においても、基本計画策定の段階では公募条件等の実施方針(案)を検討しないため、PFI事業者への参加を制限しないものと判断しています。</p>
2	4月9日	<p>今回の策定業務を請負った場合、基本設計および実施設計を請負う資格は無くなるのでしょうか。 また、策定業務を請負った者と共同または協力者として基本設計および実施設計を請負うことは出来るのでしょうか。</p>	<p>基本計画については、今回の基本計画策定調査業務を受けて、委託業者と県で共同して原案を作成していくこととなりますが、その内容や経過については、公表するため、当該業務を受託した者との者に情報量の偏りはなく、基本設計、実務設計への参加は可能です。</p> <p>また、当該業務を受託した者と共同または協力者として請け負う場合についても、上記により、現時点では、参加の制限は考えていません。</p>
3	4月10日	<p>新県立博物館基本計画策定調査業務委託の公募 6 説明会後のスケジュール (3)イ プレゼンテーション又はヒアリングの説明の中に、「プレゼンテーション又はヒアリングは、配置予定者技術者が説明することとします。」とあるが、プロポーザル参加意思表明書提出時に届け出た「配置予定の技術者資格」(別紙様式2)に記した配置予定技術者と限定せず、(様式4)配置予定技術者の経歴等に記された技術者ならだれでも良いとの理解をしておりますがよろしいでしょうか？</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	質問日	質問内容	回 答
4	4月10日	企画提案書の提出 提出様式として、頁の両面使いは可能ですか？(特に様式6 業務の実施方針) また、全ての様式について文字サイズは12ポイントと限定されますか？	様式は片面で使用してください。 また、文字サイズは、注意書きで12ポイントと示されていない場合は、特に文字サイズの指定はありません。(文字サイズについては、審査に支障がないようご配慮ください。)
5	4月10日	新県立博物館基本計画策定調査業務委託仕様書 4 検討体制の中に、「県が受託者と共同で有識者、関係者による作業班を設置して基本計画原案を作成する。」とありますが、有識者、関係者の選定イメージはありますか？またこの費用は委託業務費に含まれますか？	1つの作業班には、新博物館基本計画検討部会(仮称)の委員1名程度の参加をお願いし、その他のメンバーについては、その委員と相談の上で選定していくイメージで考えています。 また、これに係る費用については、当該委託業務費に含まれます。
6	4月10日	新県立博物館基本計画策定調査業務委託仕様書 4 検討体制 新博物館基本計画検討部会(仮称)のメンバーを教えてください。	新博物館基本計画検討部会(仮称)の設置および委員の選定については、4月下旬に開催予定の三重県文化審議会に諮り決定することとなっています。決定次第、ホームページで公開します。
7	4月10日	新県立博物館基本計画策定調査業務委託仕様書 4 検討体制 【受託者の業務】 (1)作業班の中に、 ア「3つの作業班を設け、1つの作業班につき5名程度の検討委員を依頼し、4回程度の会合を開催する。」 とありますが、作業班を3つに分けることの意味と、3つの作業班の各々の役割は何ですか？	4月11日に開催します説明会において、説明します。

	質問日	質問内容	回 答
8	4月10日	各様式の記述について、アプリケーションはWordに限定されますか？ (例えば、様式のフォームはご指定の形状としますが、アプリケーションをイラストレーターにするなど。)	提出は紙でおこなっていただきますので、作成に使用するアプリケーションの種類は問いません。
9	4月10日	各様式の下段に※以下に様式の記入に関する注意事項が記されています。提案時にはこの文章を削除してもよろしいでしょうか？	削除可能です。
10	4月16日	(様式 6)業務の実施方針について、文書以外にイメージパース、スケッチ、平面図、などの絵柄を挿入することは可能でしょうか？	様式内に、挿入することは可能です。
11	4月16日	(様式5)配置予定技術者の実績事例において、同種・類似実績ではないが、本件の参考となる事例を挙げることは、様式5の趣旨にあった評価となりますでしょうか。	「様式5」の※印の注意書きの解釈についてあいまいな点がありましたので、これについて明確にした上で、質問に対して回答します。 「様式5」は、「様式4」で挙げた「配置予定技術者が持つ実績」の中から、今回の基本計画策定調査業務の参考となるような「同種・類似」の事例について、記入していただくこととしています。この場合の「配置予定技術者が持つ実績」とは、様式4の「同種・類似業務実績」欄及び「その他の経歴」欄において記載した「配置予定者がこれまで関与した業務等」のことをいいます。また、「同種・類似」とは、当該基本計画策定調査業務内容の全部又は一部について、同種・類似であることをいいます。 以上のことを踏まえた上で、質問にある「同種・類似実績ではない事例」を挙げることは不可とします。